

# 令和7年度 集団指導資料 ＜地域密着型サービス事業所に係る事項＞

令和8年3月  
酒田市健康福祉部高齢者支援課

## 1 介護報酬改定における改定事項（地域密着型サービス関連）

- (1) 高齢者施設等と医療機関の連携強化【令和6年度】
- (2) 離島や中山間地域等におけるサービスの充実【令和3年度】

## 2 運営推進会議と外部評価について

## 3 地域密着型サービス事業所に係る研修について

# 1 (1) 高齢者施設等と医療機関の連携強化

## 協力医療機関との連携体制の構築（ミニ特養、認知症グループホーム）【令和6年度】

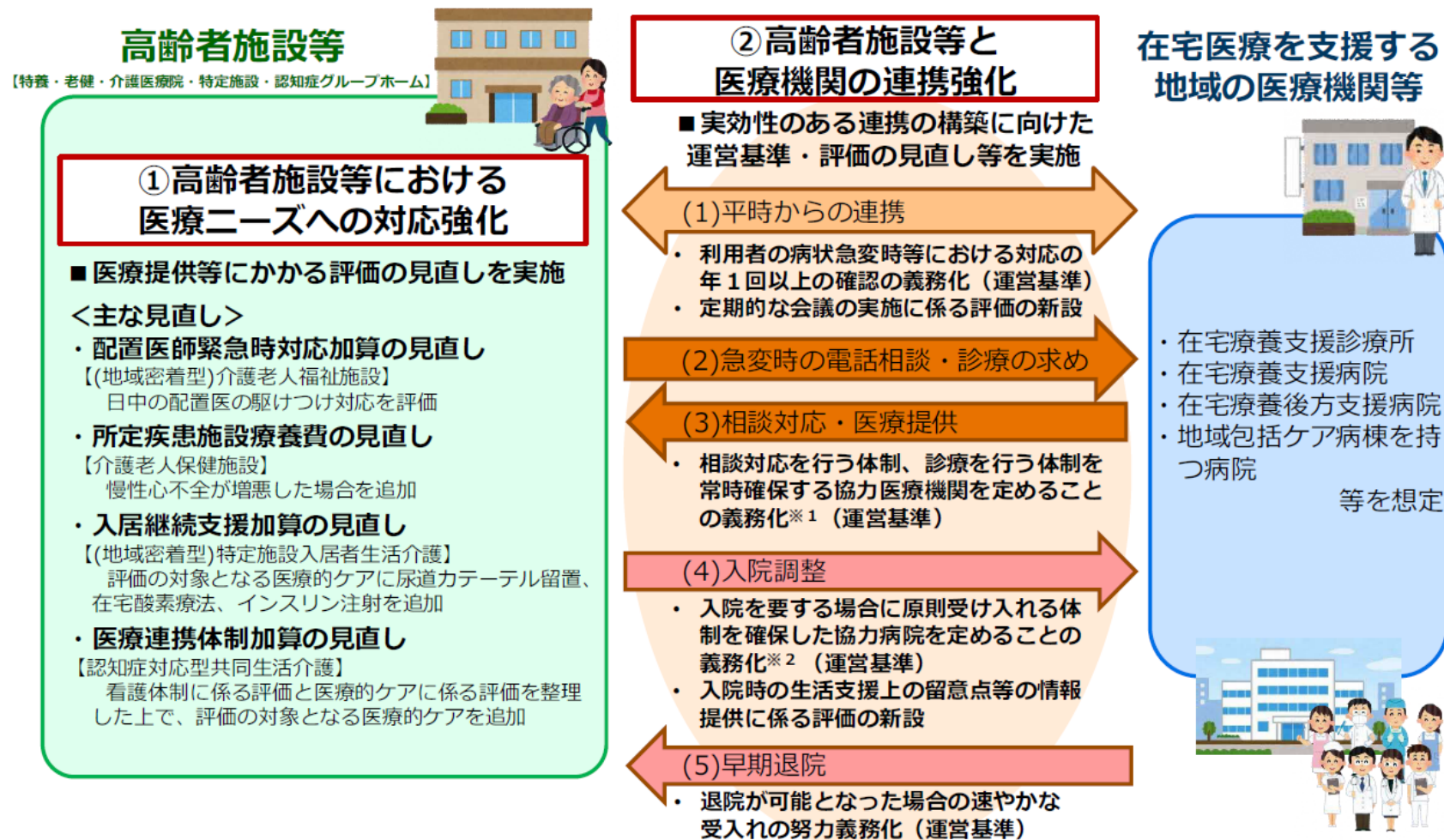
### 【運営基準】抜粋

○ **1年に1回以上**、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、**当該協力医療機関の名称等**について、**当該事業所の指定を行った自治体に提出**しなければならない。

- ・**ミニ特養**・・・義務化（経過措置3年）
- ・**認知症GH**・・・努力義務



毎年度末までに「**協力医療機関に関する届出書**」を市高齢者支援課に提出してください。



※1 経過措置3年。（地域密着型）特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護は努力義務。 ※2 介護保険施設のみ。

# 1 (2) 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

## 中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算

○ 離島や中山間地域等の介護サービスの提供を促進する観点から、加算の対象となる地域密着型サービス

【対象地域】

★令和3年度報酬改定で新設

加算名	サービス名	酒田市における対象地域
中山間地域等の小規模事業所加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護★ (介護予防)小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護★	酒田市全域（事業所所在地）
中山間地域等提供加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護★ (介護予防)認知症対応型通所介護★	酒田市全域（登録者居住地、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供）

【サービス種別ごとの施設基準】

サービス種別	「小規模事業所」施設基準
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1月当たり実利用者数が5人以下
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	—

## 2 運営推進会議と外部評価について

### ■ 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、地域密着型サービス事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター、市職員等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、各事業所が自ら設置すべきものです。

#### <事業所種別開催頻度>

##### ○運営推進会議

サービス種類	開催回数
地域密着型通所介護	おおむね6か月に1回以上
認知症対応型通所介護	おおむね6か月に1回以上
小規模多機能居宅介護	おおむね2か月に1回以上
認知症対応型共同生活介護	おおむね2か月に1回以上
地域密着型介護老人福祉施設	おおむね2か月に1回以上

##### ○介護・医療連携推進会議

サービス種類	開催回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6か月に1回以上

## 2 運営推進会議と外部評価について

### <実施について>

- ・運営推進会議は、対面形式（利用者等の同意を得た場合はテレビ電話装置等の活用可）で行うことが原則です。  
令和5年5月8日より文書開催は開催数に含めることができませんのでご注意ください。
- ・市職員については、毎年度当初に担当職員をお知らせします。開催案内（出席依頼）は担当職員に連絡してください。
- ・基準の開催回数を確認できない場合は開催されていないとみなし、運営基準違反として開催及び開催報告を求める指導をします。

### <議事録の提出と公表について>

- ・運営推進会議終了後、事業所は市へ資料及び運営推進会議議事録を提出してください。また、当該議事録は公表することとし、ホームページへの掲載や事業所の窓口等で閲覧できるようにしてください。

## 2 運営推進会議と外部評価について

### ■ 外部評価

#### <運営推進会議を活用した評価>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護のサービス事業所は、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、その自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を年1回以上行い、その外部評価結果を介護サービス情報公表システム等で公表することが義務付けられています。外部評価を実施する運営推進会議には、市職員または地域包括支援センター職員のいずれかの出席が必要です。また、外部評価終了後は、速やかに結果を市高齢者支援課に提出してください。

#### <外部評価機関による外部評価>

（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所は、運営推進会議を活用した評価と外部評価機関による外部評価を選択することができます。外部評価機関による外部評価を過去5年間継続して実施している事業所であって、要件を満たす場合は外部評価機関による外部評価を2年に1回とすることができます。

外部評価を実施しないことを希望する事業所は、**免除したい年の4月末まで県に外部評価免除申出書（市が交付する同意書添付）**を提出する必要があります。忘れずに手続きしてください。実施要領や様式等は山形県ホームページを参照。ただし、外部評価を実施しなかった年は、①外部評価結果を市に提出 ②運営推進会議を6回以上開催 ③すべての運営推進会議に市職員または地域包括支援センター職員のいずれかの出席が必要ですのでご注意ください。

### 3 地域密着型サービス事業所に係る研修について

#### ■ 地域密着型サービスの運営基準に規定される研修

下記の研修については、運営基準に規定されていますので、それぞれの職につかれる方は必ず受講してください。県からの研修案内は、各研修開始日の2か月前を目途に通知します。市の推薦を必要とする場合は、市が指定する締め切り日までにメールで提出ください。認知症介護実践者研修は、推薦を要しない場合は電子申請により直接県へ申し込みください。

	認知症GH	小規模多機能	認知症デイ	年間回数・開催時期（R7）
代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修			年1回（7月）
管理者	認知症介護実践者研修			年3回（6月、7月、11月）
	認知症対応型サービス事業管理者研修			年2回（9月、12月）
計画作成 担当	認知症介護実践研修			年2回（9月、12月）
	小規模多機能型サービス等計画作成者研修			

※他に県から案内がある研修 …… 山形県認知症介護実践リーダー研修（9月）